

令和元年9月11日  
九州産業保安監督部

「発破又は火薬類のため（発破飛石）」による災害に対し嚴重注意を行いました

九州産業保安監督部は、住友大阪セメント小倉鉱山の鉱業権者（共同鉱業権者代表小倉鉱業株式会社（法人番号 3290801001454））に対し、「発破又は火薬類のため（発破飛石）」による災害における鉱山保安法違反に関し、令和元年9月11日に嚴重注意を行いました。

## 1. 概要

### (1)経緯

令和元年6月10日に福岡県北九州市小倉南区に所在する住友大阪セメント小倉鉱山（鉱種：石灰石、けい石 共同鉱業権者代表：小倉鉱業株式会社）において、露天採掘場で行った発破により飛石が発生し、約100m離れた位置で点火を行った作業員ほか1名に飛石が当たり罹災する災害が発生しました。

このため、九州産業保安監督部は、令和元年6月10日、6月11日、7月2日、7月11日及び7月12日に同鉱山に対して立入検査を実施しました。

なお、共同鉱業権者代表である小倉鉱業株式会社からは、令和元年7月8日に本災害に係る現況調査結果、その結果を踏まえた災害原因及び再発防止対策について、当部へ報告がなされました。

### (2)注意の内容

立入検査の結果、次のとおり不適切な事実を確認しました。

鉱業権者は、発破を行う際の点火位置、点火する場所の構造について、作業基準により定めていたが、作業基準の安全性の確認が不十分であり、鉱山保安法に違反する内容となっていた。

## 2. 当部の対応

当部は、令和元年9月11日に共同鉱業権者代表である小倉鉱業株式会社に対し、鉱山保安法令を遵守し、再発防止対策の徹底等鉱山の保安確保のために万全の措置を講ずるよう注意しました。

また、当部は、提出された再発防止対策が適正であることを確認しており、今後、本対策の実施状況を立入検査において確認することとしています。

（お問い合わせ先）

九州産業保安監督部 鉱山保安課長：杉本克夫

担当者：山田

電話：092-482-5931